

平成30年第33回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	平成30年10月16日(火)		
	午前11時00分から 午前11時30分まで		
出席者	委員	西村委員長、織田職務代理、伊田委員、與川委員	
	事務局	井山局長、油川次長、水越担当係長、野村主査	
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし
委員長	これから平成30年第33回定例会を開会いたします。		
	議案第41号 在外選挙人名簿の登録について		
局長	(別紙のとおり、在外選挙人名簿の登録について説明し、決定を受け た。)		
	議案第42号 政治活動用ポスターの取扱いについて		
局長	(別紙のとおり、政治活動用ポスターの取扱いについて説明し、決定を 受けた。)		
委員長	当該の管理権撤去については、区施設に関するものとなっていますか。		
局長	区施設が対象です。区施設で承諾することはありませんが、もし貼付さ れた場合は当然に撤去していただくこととなります。		
伊田委員	承諾なしに公共物に貼ることはできないと思いますが、例えば個人の家 に貼られた場合は、どのような対応を行いますか。		
局長	ポスター自体には候補者等の所有権がありますが、個人宅についても同 じように管理権限がありますので、個人が撤去することは可能です。		
伊田委員	平常時に枚数規制のある、個人の政治活動用看板について、例えば衆議 院議員選挙に掛かる看板が現存する者が、併せて区議会議員選挙に掛かる 看板を掲示することは、可能ですか。		
局長	選挙の種類が重複した看板の証票は交付されません。区選挙管理委員会 では、衆議院議員選挙に掛かる看板の枚数制限のための証票の交付・管理 を行っていないので、所管する東京都選挙管理委員会から注意されるべき ものになります。		
係長	このような場合は、区選挙管理委員会から東京都選挙管理委員会あて問 合せを行い、是正していただくこととなります。		
委員長	平常時のタスキやのぼり旗など、常時禁止されている掲示物について、		

	取り締まりはどのように行われますか。
局 長	のぼり旗については、候補者等が移動させて使用することが多く、掲示場所の特定がし難い点があります。場合により、警告がされた例があります。
委員 長	平常時の規制以外に、選挙運動期間中ののぼり旗を使用することは可能でしょうか。
局 長	例えば、街頭演説の際にのぼり旗を使用することは禁止されています。なお、屋内で開催される演説会場内では、のぼり旗の使用が可能です。
委員 長	街頭演説は、その演説会に含まれるのですか。
局 長	街頭演説は規定が異なり、演説会ではありません。
委員 長	法改正されることはあり得ますか。
局 長	今のところ、ありません。
委員 長	自転車にのぼり旗を付けて街頭で連呼しながら走行することは、可能ですか。
局 長	自転車は選挙運動用自動車としての使用はできないため、用いることはできません。
委員 長	その使用があった場合は、どのように対象しますか。
局 長	所轄警察とも連携して対応することになります。
	その他・日程等について
局 長	(今後の委員会日程等について確認を行った。)
委員 長	他に質問がなければ、本日の委員会を閉じます。